

関西国際大学における障がい学生支援の基本方針について

2022年11月1日制定

関西国際大学

平成28年4月1日施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）第11条第1項に基づき定めた「文部科学省所管事業における障害を理由とする差別の解消の促進に関する対応指針」（平成27年文部科学省告示第180号）に則り、下記のとおり基本方針を定めます。なお、「障がい」の表記につきまして、一人ひとりを大切にサポートしていく観点から「障がい」の表記で統一させていただきます。

関西国際大学における障がい学生支援の基本方針

1. 理念・目標

学校法人濱名山手学院は創設以来、"以愛為園（愛を以て園と為す）"の精神で発展してきました。関西国際大学（以下「本学」という）は、この精神を生かし「地球上の人々それぞれの立場を理解し、共に歩む、人間愛にあふれた人の育成」をめざしています。一人ひとりの学生が、障がいの有無に関係なく、心豊かな大学生活を送り、成長するため、すべての学生の能力や適性に応じた支援を行います。

2. 対象

障がいがある学生とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能の障がい（難病に起因する障がいを含む）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとします。なお、障害者手帳の所持者に限るものではありません。

3. 修学機会の確保

本学に在籍する障がいのある学生が、障がいのない学生と同等の教育を受けることができるように修学機会の確保に努めます。

4. 修学環境の整備

障がいのある学生が安全かつ円滑に本学での教育活動に参加できるよう、キャンパス内のバリアフリー化に配慮します。

5. 情報公開

障がいのある学生の受入れ姿勢や方針、学内のバリアフリー状況等について、積極的な情報公開に努めます。

6. 修学上の支援内容・方法の決定

障がいのある学生（本学への入学希望者を含む）に対する修学支援は、当該学生の要望に基づいて調整に努めます。

7. 支援体制

学生課に窓口を置き、すべての関係部署が緊密に連携して支援を行い、障がいのある学生の修学支援の推進に努めます。

8. 教育方法等

大学生活に関する情報保障、授業中のコミュニケーション上の配慮等を通して授業等への参加を支援し、公平な試験、成績評価などにおける配慮に努めます。

9. 障がいへの理解促進

教職員及び学生の障がいに対する理解を深めるとともに、より適切な対応ができるよう障がい者支援に関する意識向上を図ることにより、障がいと支援に関する理解の促進に努めます。

以上